

「ひろしま感性モニター制度」における情報の取扱いに関する同意について

(目的)

第1条 ひろしま感性イノベーション推進協議会(以下、「協議会」という。)が運営する「ひろしま感性モニター制度」(以下、「モニター制度」という。)に会員企業が参加するに当たり、「情報」の適切な取扱いを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 「情報」とは、モニター制度において参加企業に属するモニター協力者に関する「個人情報」としての性別、年代その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)、ウェブ上で掲載する商品に関する情報及び商品サンプルモニターを行うに当たってモニター協力者に届く「商品情報」をいうものとする。

2. モニター制度の運用に当たり、協議会が取り扱う「個人情報」とは以下のものをいう。

(1) モニター協力者から収集したモニター結果のうち、個人が特定できる個人情報

(2) 業務上知り得た上記以外の個人情報

3. モニター制度の運用に当たり、協議会及びモニター制度に参加する会員企業が取り扱う「商品情報」とは、依頼企業から提供を受けた商品に関する情報をいう。

(情報の保護義務)

第3条 協議会は、「個人情報」の取扱いについて、関係する法令、ガイドライン等を遵守するとともに、モニター制度に参加する会員企業において、その具体的な取扱いに疑義を生じたときは、双方で協議を行う。

2. 協議会は、「個人情報」を機密事項としてその保護に努めるとともに、これをモニター制度の運営以外の目的に利用してはならない。

3. 協議会は、モニター制度に参加する会員企業による事前承諾なしに「個人情報」を、ひろしま感性モニター制度実施要綱第19条において委託した者を除き、第三者及び業務上知る必要のない者に開示・提供してはならない。

4. 協議会は、モニター制度に参加する会員企業がモニター制度からの脱退後においても、前3項の義務を負うものとする。

5. 協議会及びモニター制度に参加する会員企業は、「商品情報」を機密事項としてその保護に努めるとともに、これをモニター制度の運営以外の目的に利用してはならない。また、第三者及び業務上知る必要のない者に開示・提供してはならない。

(個人情報の収集)

第4条 協議会が、「個人情報」の収集を行うときは、収集の目的を明確にし、その目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(情報の取扱責任者)

第5条 協議会は、「個人情報」及び「商品情報」の取扱責任者を定め、情報を適切に保護しなければならない。

2. モニター制度に参加する会員企業は「個人情報」及び「商品情報」の取扱責任者として、「企業窓口担当者」を定め、情報を適切に保護しなければならない。

3. 協議会は、「企業窓口担当者」の氏名及び所属の情報を適正に管理するものとする。また、当該者が変更された場合も同様とする。

4. モニター制度に参加する会員企業は、「企業窓口担当者」の氏名及び所属等を協議会に通知するものとする。また、当該責任者を変更した場合も同様とする。

(安全性の確保)

第6条 協議会は、善良なる管理者の注意をもって「個人情報」及び「商品情報」を管理する義務を負うものとし、ホームページに対する不正アクセス、情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等（以下、「事故」という。）の危険を防止し、情報の必要かつ適切な管理を行うための合理的な安全対策を講じるものとする。

（管理状況の報告・調査）

第7条 モニター制度に参加する会員企業は、協議会の情報管理の状況について、必要に応じ、協議会に書面による報告を求めることができるものとし、協議会は速やかにこれに応じるものとする。

（事故発生時の措置）

第8条 事故が発生した場合には、協議会は、直ちにモニター制度に参加する会員企業に報告するとともに、モニター協力者からの苦情への対応等をモニター制度に参加する会員企業と協議し、モニター制度に参加する会員企業の指示に従って適切な措置を講じるものとする。

2. 協議会は、事故の再発防止策について検討し、誠実に対応するものとする。

（紛争解決）

第9条 前条の規定に関わらず、協議会の責めに帰すべき事由により事故が発生し、モニター制度に参加する会員企業が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が発生した場合には、協議会及びモニター制度に参加する会員企業は誠意をもって協議を行い、紛争に対処するものとする。

（個人情報の消去等）

第10条 協議会は、モニター制度に参加する会員企業がモニター制度から脱退した場合、当該企業に属するモニター協力者が特定される情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。）を消去又は廃棄しなければならない。

（協議事項）

第11条 本同意書に定めのない事項若しくは各条項の解釈について疑義が生じた場合には、協議会及びモニター制度に参加する会員企業は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。